

監査結果に係る措置通知書

健康福祉局	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p>(1) 現金出納員の設置について</p> <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条の規定に基づき、出納員を置くこととされている。また、仙台市会計規則（昭和 39 年仙台市規則第 18 号）第 3 条の規定に基づき、直接収納する必要のある現金の収納事務及び収納した現金を指定金融機関等に払込むまでの保管事務を行う課においては、現金出納員を置くこととされている。</p> <p>ところが、健康政策課においては、仙台市急患センター及び仙台市北部急患診療所設置の公衆電話料金について、上記事務を行っているにもかかわらず、現金出納員を置いていなかった。</p> <p>現金の収納事務及び保管事務に当たっては、関係法令等に則り、適正に現金出納員を設置する必要がある。</p>	<p>令和 3 年 10 月 25 日に、会計管理者あて現金出納員の設置を依頼し、同日設置された。</p> <p>また、現金の収納事務及び保管事務について課内研修を実施し、仙台市会計規則等の関係法令等に則り、適正に事務を行うことについて周知徹底を図った。</p> <p>加えて、局内課長会において、事案の概要を周知し、注意喚起を行った。</p> <p>課内研修実施日 令和 4 年 1 月 25 日 健康福祉局内課長会における周知日 令和 4 年 3 月 15 日</p>